

大分県報

平成三十年
第三〇三九号
十一月二十七日

(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
保安林の指定(二件)	二
付保義務の発生	三
道路区域の変更	三
道路の供用開始	四
建築基準法による道路位置の指定	四
競争入札参加者の資格に関する公示	四
一般競争入札の実施(三件)	五

告示

大分県告示第六百七十八号
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
平成三十年十一月二十七日

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
中津市中央町一丁目一―四十 中央町ビル二〇一号
熊谷・西武・大豊特定建設工事共同企業体

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十年十一月二十七日

2 特定事業場の所在地及び名称
中津市本耶馬溪町下屋形地先
熊谷・西武・大豊特定建設工事共同企業体三光第三トンネル作業所
設置される特定施設の種類
3 設置される特定施設の種類の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十五号 生コ
ンクリート製造業の用に供するパッチャープラント

種別 力

能 力

工事着手予定年月日

工事完成予定年月日

使用開始予定年月日

使用時間

一日当たりの使用時間

使用の季節的変動

汚水等の一日当たりの量

項目

水素イオン濃度

生物化学的酸素要求量

化学的酸素要求量

浮遊物質

窒素含有量

りん含有量

ノルマルヘキサ

抽出物質含有量

汚水等の処理の方法

種別

濁水処理設備

通常値

最大値

通常値

最大値

通常値

最大値

通常値

最大値

通常値

最大値

通常値

最大値

通常値

排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値	汚水等の値						項目	単位	m ³ /日	単位	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	主要寸法	構造	処理方式																																
		浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	ホルマルヘキサン抽出物質含有量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量													水素イオン濃度	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l																									
No. 1		一五〇〇	一〇	一・五	一未満	一〇	一	処理前	通常の値	四三二	通常の値	なし	二四時間	連続	平三一・一・二二	平三一・一・二二	縦八・〇m × 横一六・〇m × 高さ五・五m	鋼板製	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿・砂ろ過方式																																
		一五	一〇	一・五	一未満	一〇	五・八 八・六	処理後	通常の値	四三二	処理後																																								
		二〇〇〇	一五	二	二	一五	一二	処理前	最大の値	七二〇	処理前																																								
		二〇	一五	二	二	一五	五・八 八・六	処理後	最大の値	七二〇	処理後																																								
<p>大分県告示第六百七十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。 平成三十年十一月二十七日 大分県知事 広瀬 貞</p> <p>一 保安林の所在場所 国東市国見町赤根字伊美山一九七〇番一、一九七〇番二、字台原二〇六四番二・二〇六四番一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇六四番四、二〇六四番一</p> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p>																																																			
<p>大分県告示第六百七十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。 平成三十年十一月二十七日 大分県知事 広瀬 貞</p> <p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所 1 縦覧期間 平成三十年十一月二十七日から同年十二月十八日まで 2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所</p>																																																			
<p>一日当たりの排出水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>通常の値</th> <th>最大の値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>mg/l</td> <td>五・八 八・六</td> <td>五・八 八・六</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>mg/l</td> <td>一〇</td> <td>一五</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>mg/l</td> <td>一〇</td> <td>一五</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>mg/l</td> <td>一五</td> <td>二〇</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>mg/l</td> <td>一〇</td> <td>一五</td> </tr> <tr> <td>りん含有量</td> <td>mg/l</td> <td>一・五</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>ホルマルヘキサン抽出物質含有量</td> <td>mg/l</td> <td>一未満</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>																				項目	単位	通常の値	最大の値	水素イオン濃度	mg/l	五・八 八・六	五・八 八・六	生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五	化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五	浮遊物質	mg/l	一五	二〇	窒素含有量	mg/l	一〇	一五	りん含有量	mg/l	一・五	二	ホルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	一未満	二
項目	単位	通常の値	最大の値																																																
水素イオン濃度	mg/l	五・八 八・六	五・八 八・六																																																
生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五																																																
化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五																																																
浮遊物質	mg/l	一五	二〇																																																
窒素含有量	mg/l	一〇	一五																																																
りん含有量	mg/l	一・五	二																																																
ホルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	一未満	二																																																

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年十一月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市国見町千燈字奥畑一四二〇番一、一四二三番、一四二六番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字奥畑一四二〇番一・一四二三番・一四二六番一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百八十一号

米水津加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成三十年十一月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
国道玖珠山	玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四四九番三から玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四五〇番四まで	前	後	一六・〇 メートル ノ 九・〇	一一・五 メートル
		後	前	一四・〇 ノ 八・〇	一一・五
県道下恵良九重線	玖珠郡九重町大字松木字上ノ原一二五番一から玖珠郡九重町大字松木字上ノ原一二三番一まで	前	後	一五・一 ノ 〇・〇	一五・〇
		後	前	一〇・七 ノ 〇・〇	一五・〇

県道川上玖珠線		玖珠郡玖珠町大字帆足字宮副一六四九番一から 玖珠郡玖珠町大字帆足字宮副一七〇一番八まで	前	一五・二 八・五	二六〇・三
玖珠郡玖珠町大字帆足字宮副一六二二四番二から 玖珠郡玖珠町大字帆足字宮副一七〇一番八まで			後	二二・四 一〇・七	二六〇・三

大分県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一三〇番一地 先から 玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一二〇番一四 まで	平三〇・一一・二七

大分県告示第六百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成三十年十一月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
日第二九一 号	玖珠郡玖珠町大字岩室字野添 二四八番八	平三〇・一一・二	メートル 六・〇〇	メートル 五〇・一四

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年十一月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
- 1 得点表示システム
- 2 バスケットボール備品一式
- 3 柔道畳

- 二 競争入札の参加者資格
- 1 競争入札に参加することができない場合
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合
- (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
- (三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
- (四) 県税を滞納している場合
- (五) 営業年数が一年未満の場合
- (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は營業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は營業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法
- 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七(五〇六)二九五六

3 申請の時期

平成三十年十一月二十七日(火曜日)から同年十二月十二日(水曜日)までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十二年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請(毎年七月に申請受付)により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ<https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の競争入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年11月27日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類
得点表示システム

(2) 納入期限
平成31年5月30日(木)

(3) 納入場所
大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

<p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して行う者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、平成30年11月27日（火）午前10時から同年12月26日（水）午前10時までにを行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第6号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、平成30年12月26日（水）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 平成30年11月27日（火）から同年12月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>	<p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に平成31年1月9日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から平成31年1月9日（水）午前10時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 平成31年1月8日（火）午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 平成31年1月9日（水）午前10時30分</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p>
--	---

<p>契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>17 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Scoring Display System</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 9 Jan. 2019</p> <p>(3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2957</p>	<p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>平成30年11月27日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 バスケットボール備品一式</p> <p>(2) 納入期限 平成31年5月17日（金）</p> <p>(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の申請を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p>
---	---

<p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して行う者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、平成30年11月27日（火）午前10時から同年12月26日（水）午前10時までにを行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第6号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、平成30年12月26日（水）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 平成30年11月27日（火）から同年12月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>	<p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に平成31年1月9日（水）まで入札説明書に掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から平成31年1月9日（水）午前10時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 平成31年1月8日（火）午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 平成31年1月9日（水）午前10時30分</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p>
--	---

<p>契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>17 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Basketball Equipment</p> <p>(2) Time limit for tender 10 : 00 a.m. 9 Jan , 2019</p> <p>(3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohtemachi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2957</p>	<p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>平成30年11月27日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 柔道畳</p> <p>(2) 納入期限 平成31年5月17日（金）</p> <p>(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p>
--	--

<p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、平成30年11月27日（火）午前10時から同年12月26日（水）午前10時までにを行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第6号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、平成30年12月26日（水）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 平成30年11月27日（火）から同年12月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>	<p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に平成31年1月9日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から平成31年1月9日（水）午前10時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 平成31年1月8日（火）午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 平成31年1月9日（水）午前10時30分</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p>
---	---

<p>契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>17 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Judo tatami</p> <p>(2) Time limit for tender 10 : 00 am. 9 Jan , 2019</p> <p>(3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohtemachi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2957</p>	
--	--